

広島県告示第五百七十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部道路河川管理課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所において、平成二十二年七月十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十二年六月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道澄合豊平線	山県郡安芸太田町大字八字出口二九九二番五地先から 山県郡安芸太田町大字八字出口三〇一四番一地先まで	平成二十二年六月十八日